

熊本県循環器病対策推進協議会設置要項

(設置目的)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する熊本県の循環器病対策の推進に関する計画「熊本県循環器病対策推進計画(以下「計画」という。)」の策定及び推進に関し、必要な事項を協議・検討することを目的として、熊本県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) 計画の進捗及び評価に関すること
- (4) その他、循環器病対策の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者、その他必要と認める者のうちから熊本県健康福祉部長が任命する。
- 3 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、協議会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年5月28日から施行する。